

ほくでん光 ハイスピードプラン・ほくでん光 スタンダードプラン契約約款

北海道電力株式会社

第1章 総則

第1条（約款の適用）

北海道電力株式会社（以下「当社」といいます。）は、このほくでん光 ハイスピードプラン・ほくでん光 スタンダードプラン契約約款（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）にもとづき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより「ほくでん光 ハイスピードプラン」または「ほくでん光 スタンダードプラン」の東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）から提供を受ける「卸電気通信役務」を利用して提供する、光電気通信網を用いたFTTH アクセス回線提供サービスおよびインターネット接続サービス（附帯するサービスを含みます。）（以下「本サービス」といいます。なお、当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供いたします。ただし、別段の合意（事業法の規定にもとづくものを含みます。）がある場合は、その合意にもとづく料金その他の提供条件によります。

第2条（NTT 東日本との関係）

- 当社は、NTT 東日本が別途定める「IP 通信網サービス契約約款」に準拠して、本サービスに係る自らの約款および料金を定めます。
- 本サービスの料金、サービス内容、FTTH アクセス回線等に関する各種問い合わせについては 当社が受け付けいたします。
なお、FTTH アクセス回線に関する故障について、作業員（NTT 東日本から委託を受けた者）が必要に応じて当社から本サービスの提供を受けるための契約（以下「本契約」といいます。）を締結している者（以下「契約者」といいます。）の自宅等を訪問し、故障修理を実施する場合があることを、契約者はあらかじめ承諾していただきます。
- NTT 東日本の電気通信設備の保守上もしくは工事上やむを得ない場合、または当社に対する本サービスに係る卸電気通信役務の提供上必要がある場合に、NTT 東日本が契約者に対して直接連絡する場合があることを契約者はあらかじめ承諾していただきます。
- 契約者は、本条各項に定める場合に限らず、本サービスを提供するために必要な範囲で、当社が、NTT 東日本の設備等を利用し、または NTT 東日本による直接の対応が発生する場合があることをあらかじめ承諾していただきます。

第3条（約款の変更）

- 当社は、民法第548条の4の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合は、この約款を変更することができます。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
- 当社は、前項の変更を行なう場合は、この約款を変更する旨および変更後の約款の内容ならびに効力発生時期を、契約者に対し、インターネット上の当社所定のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で周知いたします。

3. 契約者は、前項の周知をした場合は、当該周知を事業法にもとづく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。
4. 当社は、業務上必要な場合は、この約款の特約を定めることができます。この場合、契約者は、この約款とともに特約も遵守していただきます。

第4条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用いたします。

用語	用語の意味
(1) 電気通信設備	電気通信を行なうための機械、器具、線路その他の電気的設備
(2) 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
(3) IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行なうための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいいます。）
(4) IP通信網サービス	IP通信網を使用して行なう電気通信サービス
(5) 契約約款等	契約約款または電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者または事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。）が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
(6) サービス取扱所	① 本サービスに関する業務を行なう当社の事業所 ② 当社の委託により本サービスに関する契約事務を行なう者の事業所
(7) 取扱所交換設備	NTT東日本の事業所に設置される交換設備
(8) 特定事業者	当社が別に定める者
(9) 契約者回線	本契約にもとづいて取扱所交換設備と本契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
(10) 回線収容部	契約者回線を収容するためにNTT東日本が設置する電気通信設備
(11) 契約者回線等	① 契約者回線 ② 回線収容部
(12) 相互接続点	NTT東日本とそれ以外の電気通信事業者との間の相互接続協定にもとづく接続に係る電気通信設備の接続点
(13) 協定事業者	NTT東日本と相互接続協定を締結している電気通信事業者
(14) 収容IP通信網サービス取扱所	その契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されているNTT東日本の事業所
(15) 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）

(16) 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの（設備に付属するものを含みます。）
(17) 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
(18) 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
(19) 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定にもとづき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定にもとづき課税される地方消費税の額
(20) ほくでん光各種サービス	ほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプランとあわせ当社と契約する各種サービス（ほくでん光でんわ、ほくでん光テレビ、セキュリティサービス、リモートサポート、Wi-Fiルーターレンタルを含みます。）
(21) 移転	契約者が、転居先で本契約を継続すること
(22) フレッツ光契約	NTT東日本とのフレッツ光回線の利用契約
(23) 転用資格保有者	フレッツ光契約を締結している個人
(24) 転用	転用資格保有者が、フレッツ光契約を本契約に切り替えること
(25) 転用承諾番号	転用資格保有者が転用を目的として、本サービスの利用契約の申込みをするにあたり、事前にNTT東日本から取得すべき所定の番号
(26) 光コラボレーション事業者	NTT東日本から提供を受ける「卸電気通信役務」を利用した光電気通信網を用いたFTTHアクセス回線サービスを提供する事業者
(27) 事業者変更資格保有者	他の光コラボレーション事業者と光コラボレーションモデルに関するIP通信網サービスの契約を締結する個人
(28) 事業者変更（転入）	事業者変更資格保有者が、その利用する光コラボレーションモデルに関するIP通信網サービスの契約を本契約に切り替えること
(29) 事業者変更（転出）	契約者が、本契約を、フレッツ光契約または他の光コラボレーション事業者の光コラボレーションモデルに関するIP通信網サービスの利用契約に切り替えること
(30) 事業者変更承諾番号	<p>① 事業者変更資格保有者が事業者変更（転入）を目的として、本サービスの利用契約の申込みをするにあたり、事前に他の光コラボレーション事業者から取得すべき所定の番号</p> <p>② 契約者が事業者変更（転出）を目的として、フレッツ光契約または他の光コラボレーション事業者の光コラボレーションモデルに関するIP通信網サービスの利用契約の申込みをするにあたり、事前に当社から取得すべき所定の番号</p>

(31) ブロードバンドユニバーサルサービス	電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきとして総務省令で定めるFTTH、CATV（HFC方式）、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）等の基礎的電気通信役務
(32) ブロードバンドユニバーサルサービス	ブロードバンドユニバーサルサービス提供の確保のため必要な負担金として、その使用しているブロードバンド回線の数に比例した額を、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会を通じて、支援対象事業者に支払うために、当社が契約者から本約款に定める方法及び金額にて徴収する料金

第5条（本サービスの提供区域等）

1. 本サービスの提供区域は、NTT 東日本の営業区域のうち、北海道に限定いたします。
2. 本サービスの提供範囲は、前項に定める本サービスの提供区域における契約者回線等相互間または契約者回線等と相互接続点の間といたします。
3. 本条に定める本サービスの提供区域等は、当社の都合により変更することがあります。
4. 契約者が、当社から書面による承諾を得ることなく、本サービスを第三者に対して電気通信役務として提供することはできません。

第6条（本サービスの通信規格等）

1. 本サービスにおいては、原則、MAP-E 方式の IPv4 over IPv6 接続を提供いたします。ただし、契約者の状況等に応じて、PPPoE 方式の IPv4 接続を提供する場合があります。
2. 本サービスには、料金表に定めるプランがあります。

第7条（本サービスの変更または廃止）

当社は、当社の都合により、本サービスの変更または廃止をすることがあります。本サービスを変更または廃止する場合には、書面、その他の方法をもって契約者にそのことを周知いたします。

第2章 契約

第8条（契約の単位）

1. 当社は、契約者回線等 1 回線ごとに 1 の利用契約を締結いたします。
2. 契約者は、被接続サービスの契約と同一であることとし、それぞれ 1 の契約につき 1 人に限ります。

第9条（契約者回線の終端）

1. 当社は、契約者が指定した場所内の建物または工作物において、NTT 東日本の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤または回線終端装置等を設置し、これを契約者回線の終端といたします。
2. 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議いたします。

第10条（契約者回線等の収容場所）

1. 契約者回線等は、第5条（本サービスの提供区域等）第1項に定める本サービスの提供区域内の当社が指定する収容IP通信網サービス取扱所に収容いたします。ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
2. 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由がある場合は、収容IP通信網サービス取扱所を変更することがあります。

第11条（契約者回線等番号）

1. 契約者回線等番号は、当社が別に定めるところにより1の契約者回線等ごとに当社が定めます。
2. 当社は、災害復旧、移転等その他技術上または業務の遂行上やむを得ない理由がある場合、契約者回線等番号を変更することがあります。
3. 前項により、契約者回線等番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知いたします。
4. 契約者は、契約者回線等番号および当社が別に定める認証方式により、契約内容の変更、情報量の確認その他の申出等を行なうことができます。この場合、当社は、その申出等は契約者が行なったものとみなし、そのことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

第12条（契約申込の方法）

本契約の申込みをする場合（転用および事業者変更（転入）の場合を含みます。）は、この約款を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、電磁的方法、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

本サービスのプラン、契約者回線の終端の場所、その他申込みの内容を特定するための事項

第13条（契約申込の承諾）

1. 当社は、本契約の申込みがあった場合は、受け付けた順序に従って承諾いたします。
2. 当社は、前項にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。この場合はその理由を通知いたします。
 - (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難な場合
 - (2) 契約者回線の終端の場所が第5条（本サービスの提供区域等）第1項に定める本サービスの提供区域外の場合
 - (3) 本契約の申込者が本サービスの料金もしくは工事に関する費用または当社との他の契約にもとづく債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合
 - (4) 協定事業者の承諾が得られない場合その他相互接続協定にもとづく条件に適合しない場合
 - (5) 当社の業務の遂行上著しい支障がある場合
 - (6) 本契約の申込者が未成年である場合
 - (7) その他当社が不適当と判断した場合

第14条（契約の成立およびサービスの開始日）

1. 本契約は、当社が申込みを承諾することにより成立いたします。

2. 本サービスの開始日は、原則として、当社がIP通信網サービスの提供を開始した日といたします。

第15条（プラン等の変更）

1. 契約者が、本サービスのプラン等の変更を希望される場合は、第12条（契約申込の方法）に準じて申込みをしていただきます。
2. 当社は、前項の申込みがあった場合は、第13条（契約申込の承諾）に準じて取り扱います。

第16条（定期契約型プラン）

1. 当社は、別途定める料金プラン（以下「定期契約型プラン」といいます。）について、契約期間を設定いたします。契約期間は、定期契約型プランの利用開始月から起算して、定期契約型プランごとに当社が定める期間といたします。
2. 第22条（契約者が行なう本契約の解除）または第23条（当社が行なう本契約の解除）にもとづき、定期契約型プランの契約を解除する場合、原則として、料金表に定める契約解除料を申し受けます。ただし、次にいずれかに該当する場合は、契約解除料を申し受けません。
 - (1) 契約者が、転居先で引き続き本契約または当社が提供する他の光インターネットを使用して行なう電気通信サービスの契約を締結する場合
 - (2) 契約者が事業法の規定にもとづく初期契約解除により、定期契約型プランの契約を解除する場合
 - (3) 契約期間満了月から起算して3か月間（以下「更新期間」といいます。）の間に定期契約型プランを解除する場合
 - (4) 契約成立日からサービス開始日の前日までに契約を解除する場合
 - (5) 第23条（当社が行なう本契約の解除）第1項第4号から第6号までのいずれかにより、当社が契約を解除する場合
3. 契約者が更新期間に定期契約型プランを解約しない場合、当該契約期間満了月の翌月を含み、当社が別途定める長さの新たな契約期間が自動的に設定されるものとし、以降も同様に更新されるものといたします。
4. 第21条（契約者回線等の利用の一時中断）にもとづく利用の一時中断、第26条（利用中止）にもとづく利用中止、または第27条（利用停止）にもとづく利用停止があっても、定期契約型プランの契約期間の進行が停止するものではなく、当該契約期間は変更されません。

第17条（契約者回線の移転）

1. 契約者が転居先で本契約の継続を希望される場合は、当社が別に定めるところにより、本サービスの移転の申込みをしていただきます。
2. 当社は、前項の申込みがあったときは、第13条（契約申込の承諾）に準じて取り扱います。

第18条（転用時の特則）

1. 転用については、次のとおり取り扱います。
 - (1) 第14条（契約の成立およびサービスの開始日）第2項に定める本サービスの開始日については、転用の手続き完了日といたします。

なお、フレッツ光契約に付随するサービスを利用する転用資格保有者が、転用により当社との契約に切り替える場合で、当社が付随する当該サービスを提供しているときは、別途契約者から指定された場合を除き、付随する当該サービスについても当社との契約へ変更するものとして扱い、当社による本サービスの提供の開始にともない、本サービスに付随して提供するサービスの提供も開始いたします。

- (2) 当社は、NTT 東日本と転用資格保有者との間に成立していたフレッツ光契約を転用の手続き完了をもって終了させるために必要な手続きを、その転用資格保有者に代行して NTT 東日本に対して行ないます。転用資格保有者は、当社が係る手続きを行なうために必要な範囲内で、当社に申告した事項（転用承諾番号を含みます。）を NTT 東日本に提供することに承諾していただきます。
2. 契約者が、本契約の成立前に NTT 東日本と締結したフレッツ光契約にもとづき、NTT 東日本へ工事費を分割払いしていた場合で、すべての分割払金の支払いを完了していないとき、未払いの分割払金について、当社が NTT 東日本からその債権（以下「譲渡債権」といいます。）を譲り受けるとともに、各分割払金の期限の利益を放棄しただちに支払義務が発生することに承諾していただきます。当社は各譲渡債権を、契約者と NTT 東日本との契約条件にかかわらず、本契約の料金の取扱いに準じて取り扱い、第 40 条（延滞処理）も適用することに承諾していただきます。

第 19 条（事業者変更時の特則）

1. 事業者変更（転入）については、次のとおり取り扱います。
- (1) 当社は、他の光コラボレーション事業者と事業者変更資格保有者との間に成立していた光コラボレーションモデルに関する IP 通信網サービスの利用契約を事業者変更（転入）の手続き完了をもって終了させるために必要な手続きを、その事業者変更資格保有者に代行して、NTT 東日本に対して行ないます。事業者変更資格保有者は、当社が当該手続きを行なうために必要な範囲内で、当社に申告した事項（事業者変更承諾番号を含みます。）を NTT 東日本に提供することを承諾していただきます。
- (2) 第 14 条（契約の成立およびサービスの開始日）第 2 項に定める本サービスの開始日については、事業者変更（転入）の手続き完了日といたします。
- (3) 他の光コラボレーション事業者と光コラボレーションモデルに関する IP 通信網サービスの利用契約に付随するサービスを利用する事業者変更資格保有者が、当社に事業者変更（転入）する場合で、当社が付随する当該サービスを提供しているときは、別途契約者から指定された場合を除き、付隨する当該サービスについても当社との契約へ変更するものとして扱い、当社による本サービスの提供の開始にともない、本サービスに付隨して提供するサービスの提供も開始いたします。
2. 事業者変更（転出）については、次のとおり取り扱います。
- (1) 契約者が事業者変更（転出）を希望する場合で、契約者からの申出があったとき、当社は、事業者変更承諾番号の払い出しを行ないます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、事業者変更承諾番号の払い出しを行なわないことがあります。
- ① 契約者以外からの申出の場合
② 本サービス開始前の場合
③ NTT 東日本が当社に対し事業者変更承諾番号の払い出しを行なわない場合

- ④ 契約者が本サービスの料金もしくは工事に関する費用または当社との他の契約にもとづく債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合
 - ⑤ その他当社の業務上支障のある場合
- (2) 事業者変更（転出）は、第22条（契約者が行なう本契約の解除）第1項に定める契約者が行なう本契約の解除として扱い、本契約の終了日については、事業者変更（転出）の手続き完了日といたします。
- (3) ほくでん光各種サービスを利用する契約者が、事業者変更（転出）する場合、当社と契約者との本契約の終了にともない、ほくでん光各種サービスに関する契約を終了いたします。

第20条（名義の変更）

相続その他の原因によって、新たな申込者が、それまで本サービスの提供を受けていた契約者の本契約に関するすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き、本契約の継続を希望される場合で、当社が承諾したときには、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が書面による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

第21条（契約者回線等の利用の一時中断）

当社は、契約者から申出があった場合は、契約者回線等の利用の一時中断を行ないます。

第22条（契約者が行なう本契約の解除）

1. 契約者が本契約を解除しようとする場合は、当社に通知していただきます。
2. 前項に定める解除にもとづく本契約の終了日は、解除手続きが完了した日といたします。

第23条（当社が行なう本契約の解除）

1. 当社は、次の場合には、本契約を解除することがあります。
 - (1) 第27条（利用停止）により本サービスの利用を停止された契約者が、その理由となった事実を解消されない場合
 - (2) 契約者の手形または小切手の不渡りが発生した場合
 - (3) 契約者に仮差押、差押、競売、破産、仮処分その他の強制執行の申し立てがされた場合
 - (4) 他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替え（契約者回線等に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。）を行なうことができない場合
 - (5) 契約成立後、契約者回線を設置し、または保守することが技術上著しく困難なことが判明した場合
 - (6) 第7条（本サービスの変更または廃止）にもとづき、当社が、本サービスを廃止する場合
2. 当社は、契約者が第27条（利用停止）第1項各号のいずれか、または第31条（禁止行為）第1項各号のいずれかに該当する場合で、かつ、その事が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと当社が認めたときは、前項にかかわらず、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除することができます。
3. 当社は、前2項により、本契約を解除しようとする場合は、あらかじめ契約者に通知いたします。

4. 当社は、明らかに本サービスを利用していない場合で、かつ、契約者へ連絡が取れないときは、本契約を解除することがあります。
5. 第1項、第2項または第4項に定める解除にもとづく本契約の終了日は、解除手続きが完了した日といたします。

第3章 端末設備

第24条（端末設備）

1. 契約者は、原則として、本サービスの利用にあたり、次のいずれかの方法により「v6 プラス」対応の端末設備（ほくでん光 ハイスピードプランの場合は、「v6 プラス」対応かつ「10 ギガ」対応の端末設備）を準備していただきます。
なお、「v6 プラス」は、株式会社 JPIX の登録商標です。
 - (1) 当社が別途指定する Wi-Fi ルーターを自らの費用負担により準備する方法
 - (2) ほくでん光 スタンダードプラン Wi-Fi ルーターレンタルサービスに関する利用約款等にもとづき当社が貸与する方法
 - (3) ほくでん光でんわの契約にもとづきほくでん光でんわのサービスを利用するためには必要な端末設備を当社が貸与する方法
2. 前項第2号または第3号にもとづき当社が貸与する端末設備は、本サービスにおいて当社が提供するサービスの一部を構成し、その提供条件等は第47条（免責事項等）を含むこの約款および別途定める約款によります。
3. 第1項第2号または第3号にもとづき当社が貸与する端末設備を紛失または毀損した場合、契約者は、ただちに当社に通知し、その原因を問わず、当社が別途指定する期日および方法により、その補充、修繕、交換その他の工事等に必要な費用を、当社に支払っていただきます。
4. 第1項第2号または第3号にもとづき当社が貸与する端末設備について、契約者の責めとならない理由により故障したと当社または当社の指定する者が認めた場合は、当社または当社の指定する者の負担で、その端末設備を修繕または交換いたします。

第25条（端末設備の返却等）

1. 第24条（端末設備）第1項第2号または第3号にもとづき、当社が端末設備を貸与している場合、第22条（契約者が行なう本契約の解除）または第23条（当社が行なう本契約の解除）により本契約を解除するときは、端末設備の貸与に関する契約も解除いたします。
2. 前項の場合、契約者は、原則として、当社所定の方法によりその端末設備をすみやかに当社に返却していただきます。
なお、指定する期日までに返却がない場合、当社は、契約者に対し、端末設備の代金に相当する費用として当社が別途指定する金額を請求することができます。

第4章 利用中止等

第26条（利用中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの全部または一部の利用を中止することができます。
 - (1) 当社またはNTT 東日本の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ない場合（相互接続協定にもとづき協定事業者から請求があつたものを含みます。）

- (2) 第33条（通信利用の制限等）により、本サービスの利用を中止する場合
 - (3) 契約者回線等について回線収容替えを行なう場合
2. 当社は、前項により本サービスの利用を中止する場合は、あらかじめそのことを契約者へ通知またはインターネット上の当社所定のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で周知いたします。ただし、緊急やむを得ない場合または相互接続協定にもとづく協定事業者からの請求によるものである場合は、この限りではありません。

第27条（利用停止）

- 1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、本サービスの全部または一部の利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務または当社との他の契約にもとづく債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。また、料金その他の債務に係る債権について、第41条（債権の譲渡および譲受）により同条に定める当社が指定する事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者に支払わないときといたします。）
 - (2) 契約者回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続した場合
 - (3) 契約者回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行なう検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）（以下「技術基準」といいます。）および端末設備等の接続の条件（以下「技術的条件」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかった場合
 - (4) 契約者が、当社から書面による承諾を得ることなく、本サービスを第三者に対して電気通信役務として提供した場合
 - (5) 前4号のほか、この約款に反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行または当社もしくはNTT東日本の電気通信設備等に著しい支障を及ぼしまたは及ぼすおそれがある行為をした場合
- 2. 当社は、前項により本サービスの利用を停止する場合は、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知いたします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第5章 契約者の義務

第28条（電子メールの受領）

- 1. 契約者は、常に当社からの電子メールが、契約者が届け出た電子メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社からの依頼のあった場合には、遅滞なく応答していただきます。
- 2. 当社は、契約者に対し、当社が別途定める「個人情報保護方針」の範囲内で電子メール等を送信する場合があります。当該メールが不要な場合、契約者は当社に申し出させていただきます。

第29条（設置場所の提供等）

- 1. 契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社が契約者回線等および端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

2. 当社が本契約にもとづいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
3. 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望する場合は、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

第30条（電気通信設備の管理等）

1. 契約者は、当社が本契約にもとづき設置した電気通信設備または端末設備（あわせて以下「当社設備」といいます。）を善良な管理者の注意をもって保管するとともに、次の事項を遵守していただきます。
 - (1) 当社が本契約にもとづき設置した当社設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要がある場合、自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要がある場合または当社が認める場合は、この限りでありません。
 - (2) 当社設備を改造または改変するなどにより、通信の伝送交換に妨害を与える行為を行なわないこと。
 - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) 当社設備を第三者に譲渡し、転貸し、自己もしくは第三者のための担保として提供したまは使用させないこと。
 - (5) 当社設備に故障、滅失または毀損等が生じた場合は、ただちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
2. 契約者は、前項に違反し、または契約者の過失により電気通信設備もしくは端末設備を亡失し、または毀損した場合は、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第31条（禁止行為）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行なわないでいただきます。
 - (1) 犯罪や違法行為、またはそれに結びつくおそれのある情報を掲載し、または他者に掲載等をさせることを助長する行為
 - (2) 当社を含む第三者を誹謗中傷する行為等、当社を含む第三者に不利益を与える行為、他者を不当に差別し、または差別を助長し、その名誉または信用を毀損する行為
 - (3) 個人情報をその他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用いて収集、取得する行為、またはそれに類似する行為
 - (4) 個人情報を本人の承諾なく違法に第三者に開示、提供する行為、またはそれに類似する行為
 - (5) 当社を含む第三者の知的財産権（特許権、実用新案、商標権、著作権等）その他の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為、または当該行為に該当すると当社が判断した行為
 - (6) 当社または第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (7) 犯罪行為、犯罪行為を唆す、もしくは容易にさせる行為、またはそのおそれのある行為

- (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、またはそれに類似する行為
- (9) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- (10) 無限連鎖講（ネズミ講）または連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (11) 猥褻、児童虐待または児童ポルノ等、児童および青少年に悪影響を及ぼす画像、映像、音声もしくは文書等を送信もしくは表示させる行為、これらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示もしくは文書を記載、掲載する行為
- (12) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律（以下「風営適正化法」といいます。）が規定する映像送信型性風俗特殊営業、またはそれに類似する行為
- (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」といいます。）が規定するインターネット異性紹介事業、またはそれに類似する行為
- (14) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結び付く、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行なう行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (15) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、またはそのおそれのある行為
- (16) 第三者の通信に支障を与える方法または態様において本サービスを利用する行為、またはそのおそれのある行為
- (17) 当社もしくは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、当社もしくは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法もしくは態様において本サービスを利用する行為、それらの行為を促進する情報掲載等の行為、またはそれに類似する行為
- (18) 無断で他者に広告、宣伝、もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (19) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するまたはその恐れのあるコンピュータ・プログラムを、本サービスを利用して使用する行為、第三者に提供する行為、またはその恐れのある行為
- (20) 第三者の通信環境を無断で国際電話もしくはダイヤル Q2 等の高額な通信回線に変更する行為、または設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為
- (21) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、または消去する行為
- (22) 他人の ID を不正に使用する行為、またはそれに類似する行為
- (23) ひとつの ID を重複して同時にログインする行為
- (24) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (25) 詐欺、児童買春、預貯金口座もしくは携帯電話の違法な売買等の犯罪に結び付く、または結び付くおそれの高い行為
- (26) データ伝送用設備端末等の送信型対電気通信設備サイバー攻撃（電気通信事業者がその業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録により

送信元の電気通信設備が送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信の送信元であることを合理的に特定できるものに限ります。) を送信する行為

- (27) 当社を含む他者のデータ転送を第三者の許可無く覗き見るような行為またはそれを行なうツールを使用もしくは配布する行為
- (28) ネットワーク調査ツールを使用または配布する行為
- (29) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (30) 人を自殺に誘引もしくは勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為
- (31) 違法行為（けん銃等の譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しましたは誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
- (32) 違法な賭博・ギャンブルを行なわせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (33) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行なう行為
- (34) 音声通信の利用において、故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせる行為またはそのおそれのある行為
- (35) 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行なう行為
- (36) 前35号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為、または助長する目的で、コンテンツ等へのリンクを張る行為もしくはアクセスを助長する行為
- (37) 本約款に違反する行為
- (38) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

2. 契約者が前項で定める禁止行為に該当する行為を行なっていると当社で判断した場合、当社は、第27条（利用停止）に定める措置を行なうほかに、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

第6章 通信

第32条（発信者番号通知）

1. 契約者回線等からの通信については、発信者番号通知（契約者回線等に係る契約者回線等番号を通信の相手先の契約者回線等または相互接続点へ通知することをいいます。）を行ないます。ただし、契約者がその取扱いを拒むときは、この限りではありません。
2. 前項の場合、当社は、契約者回線等番号を通信の相手先の契約者回線等または相互接続点へ通知するまたは通知しないことにともない発生する損害については、第46条（責任の制限）に準じて取り扱います。

第33条（通信利用の制限等）

1. 当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合は、本サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。
2. 通信が著しく輻輳した場合は、通信が相手先に着信しないことがあります。

3. 当社は、契約者が、契約者回線を使用して、当社またはNTT東日本の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、電気通信設備の容量を逼迫させた、もしくは逼迫させるおそれを生じさせたと当社が認めた場合、または他の契約者回線に対する当社のインターネット接続サービスの提供に支障を及ぼした、もしくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限することがあります。
4. 当社は、契約者が、本サービスの提供に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれを生じさせた場合には、所定の電気通信（帯域を継続的かつ大幅に占有する通信手順を用いるもの）を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御することにより、インターネット接続サービスの速度を制限することがあります。
5. 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づくインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との通信を制限することがあります。

第34条（回線相互接続）

契約者は、当社の承諾なく、その契約者回線等の終端（相互接続点または回線収容部におけるものを除きます。）において、またはその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線等と当社または当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信設備と接続することはできません。

第7章 料金等

第35条（料金および工事に関する費用）

1. 本サービスの料金は、利用料金（当社が提供する本サービスの態様に応じて、基本月額料金、回線利用料、屋内配線利用料および機器利用料を合算したものといたします。）、手続きに関する料金およびブロードバンドユニバーサルサービス料とし、料金表および当社が別に定めるところによります。
2. 本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表に定めるところによります。

第36条（利用料金等の支払義務）

1. 契約者は、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本契約の解除があった日の属する月の末日までの期間について、料金表に定める利用料金およびブロードバンドユニバーサルサービス料を支払っていただきます。ただし、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
2. 第21条（契約者回線等の利用の一時中断）または第27条（利用停止）により、利用の一時中断または利用停止があった場合でも、契約者は、その期間中の利用料金およびブロードバンドユニバーサルサービス料を支払っていただきます。
3. 次の事由等により、相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときでも、契約者は、その期間中の利用料金およびブロードバンドユニバーサルサービス料を支払っていただきます。
 - (1) 相互接続協定にもとづく相互接続の一時停止、相互接続協定の解除または相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止

- (2) 相互に接続する協定事業者の電気通信設備の利用の一時中断、利用停止または契約の解除その他その電気通信設備を利用する契約を締結する者に帰する事由
4. 契約者は、次の場合を除き、ほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプランを利用できなかった期間中の利用料金を支払っていただきます。

事由	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、ほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプランをまったく利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき。	契約者の責めとならない理由により、ほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプランをまったく利用できない状態が生じたことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプランについての利用料金。

第37条（工事費の支払義務）

1. 契約者は、本契約の申込みまたは工事を要する申出をし、その承諾を受けた場合は、料金表に定める工事費を支払っていただきます。ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の申出の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。
2. 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項にかかわらず、契約者はその工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額といたします。

第38条（手続きに関する料金の支払義務）

契約者は、本サービスに係る契約の申込みまたは手続きを要する申出をし、その承諾を受けた場合は、料金表に定める手続きに関する料金を支払っていただきます。ただし、本サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。

第39条（割増金）

契約者は、料金または工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額といたします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第40条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、消費税相当額を差し引いた金額に年14.5パーセントの割合(閏年も365日として計算いたします。)で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第41条（債権の譲渡および譲受）

1. 当社は、当社が契約者に対して有する、この約款により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、当社が指定する事業者へ譲渡する場合があり、契約者は、当該譲渡について、あらかじめ承諾していただきます。この場合、当社および当社が指定する事業者は、契約者への個別の通知を省略いたします。
2. 当社は、当社以外の事業者（当社が別に定める事業者に限ります。）が契約者に対して有する、当社以外の事業者の約款等により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、当社が譲り受ける場合があり、契約者は当該譲受について、あらかじめ承諾していただきます。この場合、当社および当社以外の事業者は、契約者への個別の通知を省略いたします。
3. 前項の場合、当社は、譲り受けた債権を本サービスの料金とみなして取り扱います。
4. 契約者は、第2項の場合で、契約者が当該債務を当社が定める支払期日までに支払わないとき（当該債務を第1項により、当社が指定する事業者へ譲渡した場合で、契約者が当該債務を当社が指定する事業者へ支払わないときを含みます。）、当社は当該債務を支払わない旨を当社に債権を譲り渡した事業者へ通知することがあり、契約者は当該通知について、あらかじめ承諾していただきます。

第42条（料金の計算等）

料金の計算方法ならびに料金および工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第43条（料金その他の債務の存続）

当社が契約者に対して有する、この約款により支払いを要することとなった料金その他の債務は、本契約が終了した場合でも消滅いたしません。

第8章 保守

第44条（契約者の維持責任）

契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準および技術的条件に適合するよう維持していただきます。

第45条（契約者の切分責任）

1. 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、当社またはNTT東日本の電気通信設備を利用できなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理を申し出させていただきます。
2. 前項の申出に際して、契約者から要請があった場合は、当社またはNTT東日本は、当社またはNTT東日本の電気通信設備の試験を行ない、その結果を契約者に通知いたします。
3. 当社は、前項の試験により当社またはNTT東日本が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合で、契約者の要請により当社またはNTT東日本の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者は、その派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額といたします。

第9章 損害賠償

第46条（責任の制限）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合で、当社の責めとなる理由によりその提供をしなかったときは、本サービスがまったく利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、まったく利用できない状態と同程度の状態を含みます。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連續した場合に限り、その契約者の損害を賠償いたします。ただし、協定事業者がその契約約款等に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。
2. 前項の場合、当社は、サービスがまったく利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連續した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの利用料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償いたします。ただし、当社の故意または重大な過失に起因する場合は、この限りではありません。
3. 第1項および第2項にかかわらず、端末設備に係る損害賠償の取扱いについて別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
4. 前3項にかかわらず、本サービスに関連して発生した契約者または第三者の損害について、当社が賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の1ヶ月分を上限といたします。ただし、当社の故意または重大な過失に起因する場合は、この限りではありません。

第47条（免責事項等）

1. 当社は、本サービスが、契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有していること、不具合や故障を生じないこと等を含め、本サービスに関して、明示的にも黙示的にもその完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も一切行いません。
2. 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者の動産、不動産に損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失に起因するときを除き、その損害を賠償いたしません。
3. 当社は、この約款等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担いたしません。

第10章 契約者情報の通知等

第48条（契約者等の氏名の通知等）

1. 契約者は、本サービスを提供する目的で当社とNTT東日本との間で契約者に関する情報を相互に通知することについて、あらかじめ承諾していただきます。
2. 契約者は、協定事業者または特定事業者から請求があった場合は、当社がその契約者の氏名、住所および通信履歴等を、その協定事業者または特定事業者に通知することについて、あらかじめ承諾していただきます。
3. 契約者は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託により本サービスに関する業務を行なう者に通知することについて、あらかじめ承諾していただきます。

4. 当社は、第41条（債権の譲渡および譲受）第1項にもとづき当社が指定する事業者に債権を譲渡する場合、当社がその契約者の氏名、住所および契約者回線等番号等、料金の請求に必要となる情報（第27条（利用停止）にもとづき本サービスの利用を停止している場合は、その内容を含みます。）を当社が指定する事業者へ通知することがあり、契約者は当該通知について、あらかじめ承諾していただきます。
5. 当社は、第41条（債権の譲渡および譲受）第1項にもとづき当社が指定する事業者に債権を譲渡する場合、当社が指定する事業者が当該債権に係る支払状況等の情報を当社に通知することがあり、契約者は当該通知について、あらかじめ承諾していただきます。
6. 契約者は、判決、決定、命令その他の司法上または行政上の要請、要求もしくは命令によりその情報の開示が要求された場合、当社またはNTT東日本が通信履歴等その契約者に関する情報を、その請求元機関へ開示することについて、あらかじめ承諾していただきます。

第49条（協定事業者等からの通知）

当社は、料金もしくは工事に関する費用の適用または本サービスの提供にあたり必要がある場合、協定事業者または特定事業者からその料金もしくは工事に関する費用を適用するために、または本サービスを提供するために必要な契約者の情報の通知を受けることがあり、契約者は当該通知について、あらかじめ承諾していただきます。

第50条（契約者への連絡等）

1. 電気通信設備の設置または保守上必要な工事の実施その他本サービスの提供上必要がある場合、協定事業者等が契約者に直接連絡し、当社に代わり契約者と対応することを承諾していただきます。
2. 設置した電気通信設備に故障があると認めた場合には、協定事業者等が契約者に連絡の上、必要に応じ、契約者宅に作業員を派遣し、故障修理を実施することがあります。

第11章 雜則

第51条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の申出があった場合に、その申出を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その申出を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその申出をした契約者に通知いたします。ただし、この約款その他において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第52条（当社の設備維持基準）

当社は、本サービスを正常な状態に維持するよう善良なる管理者の注意義務をもって当社の設備を維持いたします。

第53条（利用責任）

1. 本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合または契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争が生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものといたします。

2. 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与えることにより当社が損害を被った場合には、契約者は当社に対してその損害を賠償していただきます。

第 54 条（契約者情報の保護）

1. 当社は、本契約に関連し、知り得た契約者の情報（以下「お客さま情報」といいます。）を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用いたします。
2. 当社は、お客さま情報を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」にもとづく安全管理措置を講じて保護いたします。
3. 当社は、お客さま情報を、この約款に明示された場合または法律開示が認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含みます。）を除き、第三者に開示、提供いたしません。

第 55 条（管轄裁判所）

本サービスに関する紛争が生じた場合は、札幌簡易裁判所または札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第 56 条（準拠法）

本契約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国法を準拠法といたします。

第 57 条（技術的条件）

本サービスにおける基本的な技術事項は、NTT 東日本が定める技術的条件が適用されます。

附則

この約款は、2026年1月19日より実施いたします。

この約款は、予告なく内容を変更する場合があります。

別紙

料金表通則

(料金の計算方法等)

1. 当社は、本サービスの利用料金を料金月（1の暦月の起算日（当社が本契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。）に従って計算いたします。ただし、当社が必要と認める場合は、料金月によらず隨時に計算いたします。
 2. 当社は、次の場合は、本サービスの利用料金をその利用日数に応じて日割りいたします。
 - (1) 料金月の初日以外の日に本サービスの提供の開始があった場合
 - (2) 第36条（利用料金の支払義務）第4項の表に該当する場合
 - (3) 4にもとづく起算日の変更があった場合
 3. 2による利用料金の日割りは、暦日数により行ないます。この場合、第36条（利用料金の支払義務）第4項の表に定める料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日といたします。
 4. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1の料金月の起算日を変更することがあります。
(端数処理)
 5. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入いたします。
- (料金等の支払い)
6. 契約者は、料金および工事に関する費用について、当社が定める支払期日までに、当社が指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。
 7. 契約者は、料金および工事に関する費用について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (料金の一括後払い)
8. 当社に特別の事情がある場合、契約者は、2月分以上の料金を、当社が定める支払期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
- (料金等の臨時減免)
9. 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、この約款にかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することができます。

料金表

1. 本サービスのプラン

プラン	通信速度
ほくでん光 ハイスピードプラン（戸建）	下り最大概ね 10Gbps/上り最大概ね 10Gbps
ほくでん光 ハイスピードプラン（集合）	下り最大概ね 10Gbps/上り最大概ね 10Gbps
ほくでん光 スタンダードプラン（戸建）	下り最大概ね 1Gbps/上り最大概ね 1Gbps
	下り最大 200Mbps/上り最大 200Mbps
	下り最大 100Mbps/上り最大 100Mbps
ほくでん光 スタンダードプラン（集合）	下り最大概ね 1Gbps/上り最大概ね 1Gbps
	下り最大 200Mbps/上り最大 200Mbps
	下り最大 100Mbps/上り最大 100Mbps

2. 基本月額料金

プラン	利用料金（税込）	備考
ほくでん光 ハイスピードプラン（戸建）	6,500円	・定期契約型プランの契約期間は3年といたします。なお、当該契約期間満了後の契約期間は同期間といたします。
ほくでん光 ハイスピードプラン（集合）	6,500円	
ほくでん光 スタンダードプラン（戸建）	5,000円	
ほくでん光 スタンダードプラン（集合）	4,000円	

3. 契約解除料

プラン	契約解除料（税込）
ほくでん光 ハイスピードプラン（戸建）	6,500円
ほくでん光 ハイスピードプラン（集合）	6,500円
ほくでん光 スタンダードプラン（戸建）	5,000円
ほくでん光 スタンダードプラン（集合）	4,000円

4. 手続きに関する料金

区分	適用	料金額（税込）	単位
契約事務手数料	当社へ本契約の申込みをし、当社がこれを承諾したときに支払っていただく手数料（プラン変更、速度変更または移転の申込みをした場合も支払っていただきます。）	3,300円	1の手続きごとに
事業者変更（転出） 事務手数料	事業者変更（転出）により契約を解除される際に契約者の要望に応じ当社に作業等が発生した場合の手数料	3,300円	1の手続きごとに

5. ブロードバンドユニバーサルサービス料

区分	単位	単価（税込）
ブロードバンドユニバーサルサービス料	契約者回線1回線ごと	2.2円（2026年3月ご利用分）

6. 工事に関する費用

（1）新設工事費、移転工事費、プラン変更工事費および利用再開工事費

① ほくでん光 ハイスピードプラン（戸建）・ほくでん光 ハイスピードプラン（集合）

区分	工事費（税込）	分割払いの場合の分割払金	備考
派遣工事で屋内配線を新設する場合	22,000 円	1～29回目：733 円 30回目：743 円	(新設工事費の場合) ・工事費は30回の分割払いにて、サービス開始日の属する月以降の毎月の利用料金とあわせて支払っていただきます。 なお、分割手数料は無料となります。 ・工事費には、本サービス開始日時点での税率にて算定される消費税相当額を含みます。分割払いの場合で、本サービス開始日以降に税率が変更となったときでも、分割払金は変更されません。 ・すべての分割払金の支払いを完了していない場合で、本契約を解除されるときは、支払いを完了していない分割払金を一括して支払っていただきます。
派遣工事で屋内配線を新設しない場合	11,660 円	1～29回目：388 円 30回目：408 円	(移転工事費、プラン変更工事費および利用再開工事費の場合) ・工事費は一括払いにて、移転日または工事実施日の属する月以降の利用料金とあわせて支払っていただきます。 ・工事費には、移転日または工事実施日時点での税率にて算定される消費税相当額を含みます。
無派遣工事	3,300 円	—	(各工事費共通) ・工事費は一括払いにて、サービス開始日、移転日または工事実施日の属する月以降の利用料金とあわせて支払っていただきます。

			・工事費には、サービス開始日、移転日または工事実施日時点での税率にて算定される消費税相当額を含みます。
--	--	--	---

②ほくでん光 スタンダードプラン（戸建）

区分	工事費（税込）	分割払いの場合の分割払金	備考
派遣工事で屋内配線を新設する場合	22,000 円	1～29回目：733 円 30回目：743 円	(新設工事費の場合) ・工事費は30回の分割払いにて、サービス開始日の属する月以降の毎月の利用料金とあわせて支払っていただきます。なお、分割手数料は無料となります。 ・工事費には、本サービス開始日時点での税率にて算定される消費税相当額を含みます。分割払いの場合で、本サービス開始日以降に税率が変更となったときでも、分割払金は変更されません。 ・すべての分割払金の支払いを完了していない場合で、本契約を解除される場合は、支払いを完了していない分割払金を一括して支払っていただきます。
派遣工事で屋内配線を新設しない場合	11,660 円	1～29回目：388 円 30回目：408 円	(移転工事費、プラン変更工事費および利用再開工事費の場合) ・工事費は一括払いにて、移転日または工事実施日の属する月以降の利用料金とあわせて支払っていただきます。 ・工事費には、移転日または工事実施日時点での税率にて算定される消費税相当額を含みます。
無派遣工事	3,300 円	—	(各工事費共通) ・工事費は一括払いにて、サービス開始日、移転日または工事実施日の属する月以降の利用料金とあわせて支払っていただきます。 ・工事費には、サービス開始日、移転日または工事実施日時点での税率にて算定される消費税相当額を含みます。

③ほくでん光 スタンダードプラン（集合）

a. 光配線方式

区分	工事費（税込）	分割払いの場合の 分割払金	備考
派遣工事で 屋内配線を 新設する場合	22,000 円	1～29回目：733 円 30回目：743 円	(新設工事費の場合) <ul style="list-style-type: none"> 工事費は30回の分割払いにて、サービス開始日の属する月以降の毎月の利用料金とあわせて支払っていただきます。なお、分割手数料は無料となります。 工事費には、本サービス開始日時点での税率にて算定される消費税相当額を含みます。分割払いの場合で、本サービス開始日以降に税率が変更となったときでも、分割払金は変更されません。 すべての分割払金の支払いを完了していない場合で、本契約を解除される場合は、支払いを完了していない分割払金を一括して支払っていただきます。
派遣工事で 屋内配線を 新設しない場合	11,660 円	1～29回目：388 円 30回目：408 円	(移転工事費、プラン変更工事費および利用再開工事費の場合) <ul style="list-style-type: none"> 工事費は一括払いにて、移転日または工事実施日の属する月以降の利用料金とあわせて支払っていただきます。 工事費には、移転日または工事実施日時点での税率にて算定される消費税相当額を含みます。
無派遣工事	3,300 円	—	(各工事費共通) <ul style="list-style-type: none"> 工事費は一括払いにて、サービス開始日、移転日または工事実施日の属する月以降の利用料金とあわせて支払っていただきます。 工事費には、サービス開始日、移転日または工事実施日時点での税率にて算定される消費税相当額を含みます。

b. VDSL 方式

区分	工事費（税込）	分割払いの場合の 分割払金	備考
----	---------	------------------	----

派遣工事	22,000 円	1～29 回目：733 円 30 回目：743 円	(新設工事費の場合) <ul style="list-style-type: none"> 工事費は 30 回の分割払いにて、サービス開始日の属する月以降の毎月の利用料金とあわせて支払っていただきます。なお、分割手数料は無料となります。 工事費には、本サービス開始日時点での税率にて算定される消費税相当額を含みます。分割払いの場合で、本サービス開始日以降に税率が変更となったときでも、分割払金は変更されません。 すべての分割払金の支払いを完了していない場合で、本契約を解除される場合は、支払いを完了していない分割払金を一括して支払っていただきます。 (移転工事費、プラン変更工事費および利用再開工事費の場合) <ul style="list-style-type: none"> 工事費は一括払いにて、移転日または工事実施日の属する月以降の利用料金とあわせて支払っていただきます。 工事費には、移転日または工事実施日時点での税率にて算定される消費税相当額を含みます。
無派遣工事	3,300 円	—	(各工事費共通) <ul style="list-style-type: none"> 工事費は一括払いにて、サービス開始日、移転日または工事実施日の属する月以降の利用料金とあわせて支払っていただきます。 工事費には、サービス開始日、移転日または工事実施日時点での税率にて算定される消費税相当額を含みます。

c. 集合 LAN 配線方式

区分	工事費（税込）	分割払いの場合の分割払金	備考
派遣工事	11,660 円	1～29 回目：388 円 30 回目：408 円	(新設工事費の場合) <ul style="list-style-type: none"> 工事費は 30 回の分割払いにて、サービス開始日の属する月以降の毎月の利用料金とあわせて支払っていただきます。なお、分割手数料は無料となります。

			<ul style="list-style-type: none"> 工事費には、本サービス開始日時点での税率にて算定される消費税相当額を含みます。分割払いの場合で、本サービス開始日以降に税率が変更となったときでも、分割払金は変更されません。 すべての分割払金の支払いを完了していない場合で、本契約を解除される場合は、支払いを完了していない分割払金を一括して支払っていただきます。 <p>(移転工事費、プラン変更工事費および利用再開工事費の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事費は一括払いにて、移転日または工事実施日の属する月以降の利用料金とあわせて支払っていただきます。 工事費には、移転日または工事実施日時点での税率にて算定される消費税相当額を含みます。
無派遣工事	3,300 円	—	<p>(各工事費共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事費は一括払いにて、サービス開始日、移転日または工事実施日の属する月以降の利用料金とあわせて支払っていただきます。 工事費には、サービス開始日、移転日または工事実施日時点での税率にて算定される消費税相当額を含みます。

(2) 時刻指定工事費

契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件に、その契約者が指定する時刻（当社が別に定める時刻に限ります。以下「指定時刻」といいます。）の施工を希望する申込みまたは申出があつた場合で、当社が指定時刻にその工事を行なう場所に到着したとき（その申込みまたは申出をした契約者の責めとなる理由により当社が指定時刻にその工事を行なう場所に到着できなかつた場合を含みます。）の工事費は、次のとおりといたします。ただし、当社の責めとならない理由によりその工事が完了しなかつた場合は、この限りではありません。

なお、当社は、当社が指定時刻に到着しなかつたことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

指定時刻	工事費（税込）	単位
9時から 16時まで	12,100円	1の工事ごとに
17時から 21時まで	19,800円	1の工事ごとに

22時から翌日の8時まで	30,800円	1の工事ごとに
--------------	---------	---------

(3) 土日加算工事費

契約者から土曜日、日曜日および祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日ならびに1月2日、1月3日および12月29日から12月31日までの日をいいます。）の施工を希望する申込みまたは申出があった場合で、当社が承諾したとき、その工事に関する工事費に加算する額は、次のとおりといたします。

工事費（税込）	単位
3,300円	1の工事ごとに

(4) 割増時間工事費

契約者から次に定める時間帯での施工を希望する申込みまたは申出があった場合の工事費の額は、次のとおりといたします。

時間	工事費（税込）	単位
17時から22時まで（1月1日から1月3日までおよび12月29日から12月31日までの日にあっては8時30分から22時までといたします。）	工事費の合計額（時刻指定工事費、土日加算工事費を除きます）から1,100円を差し引いて、1.3倍を乗じた額に1,100円を加算した額	1の工事ごとに
22時から翌日の8時30分まで	工事費の合計額（時刻指定工事費、土日加算工事費を除きます）から税込1,100円を差し引いて、1.6倍を乗じた額に1,100円を加算した額	1の工事ごとに

(5) その他工事費

上記以外の工事費の額については実費とし、その費用に消費税相当額を加算した額といたします。

7. 機器損害金

当社が回線終端装置または端末設備を貸与している場合で、契約者が当該回線終端装置または端末設備を紛失、毀損または当社が定める期日までに返却しなかったとき、機器損害金を当社に支払っていただきます。

なお、機器損害金は別に算定する実費といたします。